

報告事項2 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 (案) について

◎改正の趣旨

この条例改正は、全世代対応型 社会保障制度を構築するための健康保険法施行令等の 一部を改正する関係政令の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものです。

※令和5年1月30日時点では関係政令が施行されていないため、条例案については一部空欄となっています。

◎改正の内容

改正の内容については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産育児一時金の支給額を、現行の42万円から50万円に増額するものです。

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、市町村国保は条例で規定しています。

なお、本条例の施行は令和5年4月1日からとし、改正後の規定は、施行日以後の出産分から適用し、令和5年3月31日までの出産分については、従前の例によっています。

条例案、新旧対照表については別紙をご覧ください。

また、これまでの出産育児一時金の制定及び改正の経緯をまとめましたので、参考にご覧ください。

議案第 号

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険条例（昭和34年木更津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第 号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

○議案第 号 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。 2 略	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。 2 略

出産育児一時金の経緯

平成6年10月～ 出産育児一時金の創設（支給額30万円）

○ 「分娩」という保険事故に対する一時金である「分娩費（標準報酬月額
の半額相当（最低保障額24万円））」と「育児手当金（2千円）」を廃止し、
出産前後の諸費用の家計負担が軽減されるよう、出産育児一時金を創設。

○ 支給額の考え方：分娩介助料（国立病院の平均分娩料26.4万円（H5））、
出産前後の健診費用（2.7万円）、育児に伴う初期費用等を総合的に勘案し
て、30万円に設定された。

◎木更津市国民健康保険条例の対応 ⇒ 平成6年10月1日から支給額30万円

平成12年医療保険制度改革30万円を据え置き

○ 平成12年医療保険制度改革に際して、平成9年の国立病院の平均分娩料が30
万円、健診費用が3.6万円であったが、引き上げた場合の保険財政への影響を
勘案して、出産育児一時金は分娩料のみを補填するものと位置づけ、引き上げ
を行わなかった。

平成18年10月～ 35万円に引き上げ

○ 支給額の考え方：国立病院機構等における平均分娩料34.6万円（H17.3）

◎木更津市国民健康保険条例の対応 ⇒ 平成18年10月1日から支給額35万円

平成20年4月～ 後期高齢者医療制度の創設に伴う負担の仕組み の変更

○ 後期高齢者医療制度の創設に伴い、全世代が負担する仕組みから75歳未満の
者のみで負担する仕組みに転換。

平成21年1月～ 原則38万円に引き上げ

○ 支給額に産科医療補償制度の掛金分3万円上乗せ

◎木更津市国民健康保険条例の対応 ⇒ 平成21年1月1日から支給額38万円

出産育児一時金の経緯

平成21年10月～ 原則42万円に引き上げ（平成23年3月までの暫定措置）

- 支給額の考え方：全施設の平均出産費用約39万円（H19.9）※差額ベッド代、特別食、産後の美容サービス等は対象外
- 出産育児一時金の直接支払制度を導入
- ◎木更津市国民健康保険条例の対応 ⇒ 平成21年10月1日から支給額42万円

平成23年4月～ 原則42万円を恒久化

平成27年1月～ 原則42万円（本人分39万円→40.4万円に引き上げ）

- 産科医療補償制度の掛金を3万円から1.6万円に引き下げ
- 支給額の考え方：公的病院の出産費用40.6万円（平成24年度）※「室料差額」「その他」（祝膳等）「産科医療補償制度の掛金」は除く

令和4年1月～ 原則42万円（本人分40.4万円→40.8万円引き上げ）

- 産科医療補償制度の掛金を1.6万円から1.2万円に引き下げ

令和5年4月～ 原則50万円（本人分40.8万円→48.8万円引き上げ）

- 支給額の考え方：全施設の出産費用47.3万円（令和3年度）※「室料差額」「その他」（祝膳等）「産科医療補償制度の掛金」は除く
- ◎木更津市国民健康保険条例の対応 ⇒ 令和5年4月1日から支給額50万円